

中止時の対応および出店料に関する規約

本規約は、Fukuoka City Market（以下「主催者」といいます）が開催するイベント（以下「本イベント」といいます）における、中止時の対応および出店料の取扱いについて定めるものです。

出店申込をもって、本規約に同意したものとみなします。

第1条（開催および中止の判断）

本イベントは、天候、会場状況、安全面、関係機関からの要請、その他の事情を総合的に考慮し、主催者の判断により開催または中止を決定します。

第2条（出店料の性質）

出店料は、会場使用料ではなく、以下を含む本イベント全体の運営費用に対する対価として設定されています。

- 会場確保および各種申請手続き
- 出店者募集、選考、配置設計、運営管理
- 広報および集客活動
- 安全管理、会場設計、導線設計
- 関係機関との調整

これらの業務は開催前から実施されるため、開催の有無にかかわらず費用が発生します。

第3条（返金の取扱い）

出店料は前条の性質を有するため、以下のとおりとします。

- 本イベントが中止となった場合であっても、出店料の返金はありません。
- 出店者の都合によるキャンセルについても、出店料の返金はありません。

第4条（代替措置：振替出店）

本イベントが中止となった場合、主催者は、代替措置として振替出店の機会を提供する場合があります。

- 振替出店は、当該中止回に対して1回のみ提供されます。
- 振替出店は無料とします。
- 振替対象となる開催日は、主催者が指定します。

第5条（振替出店の提供条件）

振替出店は、以下の条件を満たす場合に限り提供されます。

- ・ 同一会場または同地域において次回開催が存在する場合
- ・ 主催者が代替開催として適当と判断した場合

上記条件を満たさない場合、振替出店は提供されません。

※単発開催等により次回開催が存在しない場合、振替出店は行いません。

第6条（振替出店の制限）

振替出店に関して、以下の制限を設けます。

1. 搬入は徒歩搬入のみとし、車両搬入は不可とします。
 2. 出店区画、位置、設備等について、通常出店と同一条件を保証しません。
 3. 振替出店への参加は任意とします。
 4. すでに振替対象となる開催回への出店が確定している場合は対象外とします。
 5. 別日程または他地域への振替は行いません。
 6. 振替出店に参加されない場合でも返金を行いません。
-

第7条（飲食出店者の取扱い）

飲食（調理・販売を含む）を行う出店者については、以下のとおりとします。

1. 飲食出店者は、原則として振替出店の対象外とします。
 2. これは、同一または同地域における出店構成の維持および、売上分散を防止し、イベント全体の運営バランスを確保するための措置です。
 3. 飲食出店者に対しては、振替出店に代わる代替措置は原則として提供しません。
 4. 主催者は、運営上の判断により、特定の出店区分を振替出店の対象外とする場合があります。
-

第8条（追加振替および返金の否認）

振替出店の対象となる開催が中止となった場合であっても、追加の振替出店および返金を行いません。

第9条（車両搬入費の取扱い）

1. 振替出店においては車両搬入は認めません。
 2. 車両搬入費を事前に支払済みの場合に限り、中止時は申請に基づき返金対応を行う場合があります。
 3. 当日精算方式の場合は、中止時に費用は発生しません。
-

第10条（免責事項）

主催者は、本イベントの開催または中止に関する判断およびそれに伴う変更により出店者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第11条（裁量権）

本規約の解釈および適用、本イベントの運営に関する最終的な判断は、すべて主催者に帰属します。

第12条（規約の変更）

主催者は、必要に応じて本規約を変更することがあります。
変更後の規約は、主催者のホームページ等に掲載した時点で効力を生じます。

第13条（準拠）

本規約に定めのない事項については、法令および主催者の定める運営方針に従うものとします。